

令和 2 年第 1 回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 1 月 2 7 日（月）午後 3 時から 4 時

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（11 人）

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	野町 亜理
会長職務代理者	3 番	大久保暢夫
	4 番	千光士伊勢男
	7 番	福本 隆憲
	8 番	渡辺 禎宏
	9 番	山内 芳幸
	10 番	有澤 節子
	11 番	西岡 秀輝
	12 番	樋口 なぎさ
	13 番	小松 茂雄

4. 欠席農業委員（3 人）

5 番	西岡 大作
6 番	栗山 浩和
14 番	竹内 忠吉

5. 出席農地利用最適化推進委員（3 人）

川北	中平 秀一
畑山	小松 光正
赤野	大野 實

6. 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項届出について
議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請について
報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
報告第 5 号 農用地利用配分計画について
議案第 6 号 農地の転用事実に関する照会について
議案第 7 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について
その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	大坪 浩久
事務局次長兼振興係長	長野 顕文
事務局農地係長	岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数11人です。欠席委員は、5番西岡大作委員、6番栗山浩和委員、14番竹内忠吉委員で、所用のため欠席との連絡がございました。

1月8日から9日にかけて、東京都で女性農業委員登用促進研修会が開催され、野町会長職務代理が出席しております。

1月16日に、11市農業委員会協議会が高知市で開催され、内川会長、大坪事務局長が出席しております。

1月20日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

1月22日に、高知県農業委員会職員研究協議会が高知市で開催され、岡田係長が出席しております。

1月23日に、安芸市農業再生協議会幹事会0が開催され、長野次長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に有澤節子委員及び西岡秀輝委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3第1項届出についてですが、今回は4件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届け出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口甲の11筆で、面積は全部で4,494㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 2 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり穴内甲の 3 筆で、面積は全部で1,848㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 3 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり下山の 1 9 筆で、面積は全部で6,536.91㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 4 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり染井町の 1 筆で、面積は138㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第 1 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（発言等なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第 2 号農地法第 3 条許可申請について説明いたします。

議案書は 5 ページです。今回は 2 件申請が提出されています。

申請番号 1 番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北甲の 3 筆で、地目は畑で、面積は全部で1,211㎡です。

売買による所有権移転の申請でユズを栽培する予定となっております。所在地につきましては、6 ページ左に地図がございます。

清水ヶ丘中学校の北東に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、事前に送付しております A 3 サイズの農地法第 3 条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第 3 条第 2 項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては 1 月 1 7 日に西岡秀輝委員と中平秀一委員に確認していただきました。

次に申請番号 2 番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北甲の 1 筆で、地目は田で、面積は2,139㎡です。

売買による所有権移転の申請で水稻を作付する予定となっております。所在地につきましては、6 ページ右に地図がございます。

川北久保田北集落の南の三谷川に面した農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては1月17日に西岡秀輝委員と中平秀一委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を西岡秀輝委員、お願いします。

1 1 番西岡委員 1月17日に長野さんと中平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は7ページです。今回は1件出ております。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで井ノ口甲の1筆です。地目は田で、面積は1,004㎡となっております。

当初は平成29年9月3日から令和4年9月2日まで5年間の利用権の設定がされておりましたが、別の農家が耕作とのことで双方合意による解約の通知が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第４号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第４号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は８ページになります。

まず、申請番号１番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地１筆で、地目は田で、面積は2,023㎡です。ナスを作付する予定をしており、１５年間の賃貸借契約をし、賃借料は１０a当たり２等米６俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、１０ページの左に地図がございます。井ノ口高台寺集落の北東に位置する東岡本は場整備地区内の農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号２番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地２筆で、地目は田で、面積は全部で2,190㎡です。水稻を作付する予定をしており、１０年間の賃貸借契約をし、賃借料は１０a当たり２等米１俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、１０ページの右に地図がございます。井ノ口高台寺集落の東の方に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号３番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地１筆で、地目は畑で、面積は430㎡です。ナスの苗床として使用しており、５年間の賃貸借契約をし、賃借料は、１０a当たり２等米0.5俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、１０ページの右に地図がございます。井ノ口高台寺集落内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号４番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地４筆で、地目は田で、面積は全部で3,888㎡です。ナスを栽培しており、５年間の賃貸借契約をし、賃借料は１０a当たり２等米５俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、１０ページ右に地図がございます。井ノ口高台寺集落の東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る

農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 5 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地 1 筆で、地目は田で、面積は1,839 m²です。

次に、申請番号 6 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地 1 筆で、地目は田で、面積は814 m²です。

申請番号 5 番、6 番共に水稻を作付する予定をしており、1 年間の賃貸借契約をし、賃借料は 1 0 a 当たり 2 等米 1 俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、1 1 ページ左に地図がございます。井ノ口にある農協のタバコ乾燥場の南東にある井ノ口ほ場整備区域内に位置する農地です。

申請番号 5 番と 6 番は借受人が同じなので農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の判断につきましては、一緒に判断します。事前にお配りしています A 3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 7 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地 2 筆で、地目は畑で、面積は全部で1,010 m²です。

文旦を栽培する予定をしており、約 2 7 年間の賃貸借契約をし、賃借料は、全部で10,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、1 1 ページの右に地図がございます。井ノ口山田集落の東の山の斜面にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A 3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 8 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり西浜の農地 1 筆で、地目は田で、面積は1,501 m²です。水稻を栽培しており、5 年間の賃貸借契約をし、賃借料は、全部で10,000円の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、1 2 ページの左に地図がございます。黒鳥植野集落の北東にある帯谷川沿いの農地です。

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A 3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 9 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり西浜の農地 2 筆で、地目は田で、面積は全部で1,926 m²です。水稻を栽培しており、5 年間の使用賃貸借契約をし、賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、１２ページの右に地図がございます。安芸市防災センターの西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号１０番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地１筆で、地目は田で、面積は２,３７７㎡です。

ナスを作付する予定をしており、２０年間の賃貸借契約をし、賃借料は、１０ａ当たり２等米５俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、１３ページに地図がございます。安芸集出荷場の東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号１１番は、農地中間管理事業を活用した案件となります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地１筆で、地目は田で、面積は１,１２１㎡です。作物は転借人がナスを栽培する予定をしておりますして、使用賃貸借契約を終了し、１５年間の賃貸借契約に変更し、賃借料は６７,２６０円の条件で設定する計画です。

所在地につきましては、１３ページに地図がございます。

先ほどの申請番号１０番の農地の道を挟んで北にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 別になければ、採決いたします。議案第４号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第４号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして報告第５号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野）議案書 14 ページになります。

報告第 5 号、農用地利用配分計画について説明いたします。今回は 1 件提出されております。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地 1 筆、地目は田で、面積は 2,109㎡です。ナスを栽培する予定をしており、約 15 年間の賃貸借契約をし、賃借料は 25,000 円の条件で設定する計画です。このたび、12 月 19 日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第 5 号について、質問、意見等がございましたらよろしく願いいたします。

（発言等なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第 6 号、農地の転用事実に関する照会についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田）議案第 6 号、農地の転用事実に関する照会について説明いたします。今回は 2 件申請が提出されております。議案書は 15 ページをご覧ください。

整理番号 1 番です。本案件は法務局が登記地目を認定するために令和元年 12 月 17 日受付（日記第 145）により転用の事実等を本市農業委員会に照会してきたもので、農地所有者、対象地は記載のとおりです。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。所在地は別役土居にある元氣バス別役停留所の北にある山林地帯です。所在地の地図は 16 ページをご覧ください。

対象地は昭和 45 年ごろに山林化したとのことで、現地調査を行ったところ、対象地は山林化していて農地ではない状態にありました。

なお、現地につきましては令和 2 年 1 月 10 日に内川昭二会長、有澤節子委員、有澤光喜委員に確認していただきました。

続きまして整理番号 2 番です。本案件も法務局が登記地目を認定するために令和元年 12 月 19 日受付（日記第 146）により転用の事実等を本市農業委員会に照会してきたもので、農地所有者、対象地は記載のとおりです。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。所在地は井ノ口乙の安芸川右岸、沢ノ平橋の南に位置する土地です。所在地の地図は 17 ページをご覧ください。

対象地は平成 21 年月日不詳に雑種地となり現在に至るとのことで、現地調査を行ったところ、対象地は雑種地となっていて農地ではない状態にありました。

なお、現地につきましては令和 2 年 1 月 10 日に大久保暢夫委員、

西岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を整理番号1番は私がします。有澤節子委員も
お願いします。整理番号2番は大久保暢夫委員、お願いします。

1 番内川委員 1 月 1 0 日に岡田君と有澤節子委員と有澤光喜委員と確認してきま
した。説明どおり間違いありません。

1 0 番有澤委員 1 月 1 0 日に岡田君と内川昭二会長と有澤光喜委員と確認してきま
した。説明どおり間違いありません。

3 番大久保委員 1 月 1 0 日に岡田君と西岡大作委員と小松昌平委員と確認してきま
した。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第6号、転用事実に関する照会
については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
ます。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、転用事実に関する照会
については、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第7号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議
(案) についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) それでは議案第6号の説明をさせていただきます。今までの定例会
でもご報告させていただきましたように他県において農業委員会会長
等の不祥事が発生しました。農業委員会は、法令遵守による公正・公
平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。
そこで、農業委員及び農地利用最適化推進委員の法令遵守の意識
を今一度徹底するために本議案を提出させていただきました。

決議案を朗読させていただきます。

(決議案を朗読する。)

以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 他になければ採決をいたします。議案第7号、農業委員会の法令遵
守の申し合わせ決議(案) については、原案どおり決議することに賛
成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、農業委員会の法令遵守
の申し合わせ決議(案) については原案どおり決議することに決定し
ました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は２月２６日の水曜日の午後１時３０分より行いますので出席をお願いします。

７月で現在の各委員の任期が終了するため、３月にその候補者を募集します。来月の定例会終了後、募集方法等についての説明会を行いますので必ず出席をお願いします。

人農地プランにつきましては、現在、赤野・穴内・土居の３地区でアンケートを行っており、来月の初めには各地区で会も開かれますので参加をお願いします。また、香南市で開催される人農地プランの研修会についても後日、ご案内しますので、参加をお願いします。

事務局（岡田） 安芸郡市農業委員会研修会について参加希望者は２月４日までにお知らせください。

事務局（長野） この後、全国農業担い手サミットについての報告会を行います。

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。